主要国へのフライト ＆ ビザ情報（北・中・南アメリカ）

郵船トラベル

※2021年5月19日 11時更新

※更新情報は赤字で記載しております。転載禁止。

国名	フライト･運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
米 国	ニューヨーク線 JAL ：羽田発着便 JL006 月･火･木･土曜運航 JL005 月･火･木･土曜運航 成田発着便 JL8006 水･金･日曜運航 JL8005 水･金･日曜運航 ANA ：羽田発着便 NH110 月･火･金･土曜運航 NH109 火･水･土･日曜運航 シカゴ線 JAL ：羽田発着便 JL010 火･木･土曜運航 JL009 火･木･土曜運航 成田発着便 JL8010 月･水･金･日曜運航 JL8009 月･水･金･日曜運航 ANA ：成田発着便 毎日運航 ロサンゼルス線 JAL ：羽田発着便 JL016 水･金･日曜運航 JL015 月･木･土曜運航 成田発着便 JL062 月･火･木･土曜、JL061 火･水･金･日曜運航 ANA ：羽田発着便 毎日運航 ：成田発着便 NH006 月･水･木･土曜運航 NH005 月･水･木･土曜運航（3/12も運航予定） サンフランシスコ線 JAL ：成田発着便 JL058 月･火･木･土曜、JL057 火･水･金･日曜運航 羽田発着便 JL002 水･金･日曜、JL001 月･木･土曜運航 ANA ：羽田発着便 NH108 火･木･土曜運航 NH107 水･金･日曜運航 ダラス線 JAL ：羽田発着便 JL012 火･木･土曜運航 JL011 火･木･土曜運航 成田発着便 JL8012 月･水･金･日曜運航 JL8011 月･水･金･日曜運航 ボストン線 JAL ：成田発着便 JL008 月･火･木･土曜運航 JL007 月･水･木･土曜運航 シアトル線 JAL ：成田発着便 JL068 火･木･土曜運航 JL067 水･金･日曜のみ運航 ワシントン線 ANA ：羽田発着便 NH102 月･木･土曜運航 NH101 月･木･土曜運航 ヒューストン線 ANA ：羽田発着便 NH114 月･木･日曜運航 NH113 月･木･日曜運航 サンディエゴ線 JAL ：成田発着便 JL066 火･木･土曜運航 JL065 水･金･日曜運航 ホノルル線 JAL ：羽田発着便 JL074 火･金曜運航（8月1日～15日：火･木･金･土曜運航 9月18日･19日も運航） JL073 水･土曜運航（8月1日～15日：水･木･土･日曜運航 9月19日･20日も運航） ANA ：羽田発着便 NH186 月･金曜運航 NH185 火･土曜運航	9月8日以降、東京米国大使館及び大阪･福岡･札幌領事館での一部非移民ビザ面接を再開。 緊急ビザ面接は事前依頼が必要。下記参照。 https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/emergencyappo_ja/ 2020年6月22日以降、H-1B/H-2B/H4、L、Jビザは原則発給停止（一部例外あり） アメリカ移民局 https://travel.state.gov/content/travel/en/News/visas-news/exceptions-to-p-p-10014-10052-suspending-entry-of-immigrants-non-immigrants-presenting-risk-to-us-labor-market-during-economic-recovery.html →2021年2月24日付で入国制限は解除 https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html?firstTime=No https://travel.state.gov/content/travel/en/News/visas-news/rescission-of-presidential-proclamation-10014.html →2021年4月1日付で発給制限も解除 https://travel.state.gov/content/travel/en/News/visas-news/update-on-presidential-proclamation-10052.html

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
米 国2	米国入国前14日以内に、中国(香港特別行政区及びマカオ特別行政区を除く)、インド、南アフリカ共和国、ブラジル、イラン・イスラム共和国、シェンゲン協定国26か国、英国(グレードブリテン及び北アイルランド連合王国の海外領土を除く)またはアイルランドのいずれかの国に滞在歴がある永住者以外の外国人の入国は禁止。 日本から米国に入国する渡航者に対する自主隔離期間は以下のとおり。 ・米国入国後３～５日以内にウイルス検査を受け、検査が陰性の場合は入国後の自主隔離は７日間で終了する。 ・米国入国後にウイルス検査を受けない場合、入国後１０日間の自主隔離を求める。 ただし「各州等地方自治体の指示や規定」に従うことを案内しているので、米国渡航に際しての自主隔離については渡航を予定している各州等の情報の確認が必要。 https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html 1月26日より飛行機で入国する全ての渡航者は 、米国へのフライト が出発する3日以内に受けたPCR 検査の陰性証明書及び、「要件を満たす陰性証明を取得したこと」または「COVID-19から治癒し、渡航に支障がないと診断されたこと」の宣誓書を航空会社に提出することが必要。(トランジットを含む) https://www.cdc.gov/media/releases/2021/s0112-negative-covid-19-air-passengers.html https://www.cdc.gov/quarantine/fr-proof-negative-test.html ＊マサチューセッツ州に入る場合は、別途Massachusetts Travel Formの登録が必要。（18歳以上） https://www.mass.gov/forms/massachusetts-travel-form ＊ロサンゼルスに入る場合は、市政府指定の電子フォームの提出が必要。（16歳以上） https://travel.lacity.org/ ＊日本からニューヨーク州へ移動する方については１４日間の自主隔離及びフォーム記入が義務化 https://forms.ny.gov/s3/Welcome-to-New-York-State-Traveler-Health-Form ＊ハワイ州は日本出発前72時間以内に、契約を締結した日本国内の21ヶ所の指定医療機関で新型コロナウイルス感染症の検査を受け、 ハワイ州指定の陰性証明書を提示すれば、ハワイ到着後の14日間自己隔離が免除される。	
メキシコ	メキシコシティ線　ANA　：毎日運航 アエロメヒコ（AM）：8月31日まで運休 ・新型コロナウイルス関連での入国制限は特になし ・180日以内の通過、観光、商用、芸術・文化、スポーツ活動、国際会議出席、 講演会実施等（いずれも収入を得ない場合）の目的。 入国時に入国審査官によって最初の滞在日数が決定される。	全てのカテゴリでビザ発給中。発給までの日数・必要書類も通常と変更なし。

国名	フライト･運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ブラジル	JAL　：直行便なし ANA　：直行便なし 1月26日、ブラジル政府は、ブラジルへの外国人の入国を国籍に関わらず制限する措置を延長する旨発表（同日付で施行） 2020年12月30日より、国籍を問わず国外から入国する旅行者は搭乗前に、搭乗便を担当する航空会社に対し、以下ア及びイの書類提出要。 また、入国さの際にも同様に提示を求められることがある。また、ブラジル入国を伴わない国際トランジットにおいても、PCR検査陰性証明書及び旅行者健康状態申告書の提示が義務づけられる。 ア 搭乗72 時間前に実施されたSARS-COV-2感染の有無に関する検査（RT-PCR）による陰性証明書（証明書は、ポルトガル語、スペイン語又は英語） イ ブラジル滞在期間中における衛生管理措置の遵守義務に対する同意事項を含む 旅行者健康状態申告書（DECLARACAO DE SAUDE DO VIAJANTE)（紙又は電子媒体） https://formulario.anvisa.gov.br/　（こちらのURLから利用可能） 過去14日以内に英国（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）及び南アフリカを出発又は経由した外国人渡航者のブラジル行きの便への搭乗許可は、一時的に停止。 また、ブラジルに入国する際、過去14日以内に英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）及び南アフリカに滞在した経歴を有する4（第3条）の規定に該当する渡航者は、14日間の隔離措置を講じなければならない。 この政令で定める制限は、以下に者に対しては適用されない。 （1）生来のブラジル人及び帰化したブラジル人 （2）ブラジル領土内に一定期間または無期限の在留資格を有する移民 （3）国際機関のﾐｯｼｮﾝによる外国人専門家で、身分証明可能な者 （4）ブラジル政府に接受された外国政府職員 （5）以下の外国人 ア ブラジル人の配偶者、事実婚者、子供、親または後見人 イ 公益または人道上の観点から、ブラジル政府によって特別に入国が認められた者 ウ 国家移住登録証を保有する外国人（当館注：国家移住登録証（CRNM: Carteira de Registro Nacional Migratorio）、又は有効な外国人登録証（CIE :Cedula de Identidade de Estrangeiro、通称「RNE（CIE記載の外国人登録番号）」） （6）貨物輸送 ◎日本国籍者は観光･ビジネス目的であれば無査証での入国が可能。 ただし、90日以内の短期滞在に限る。 ３月２日、日本政府により、これまでブラジル国内ではアマゾナス州のみが指定されていた「新型コロナウイルス変異株流行国･地域」にブラジル全土が指定された。これにより今後、ブラジルから日本へのすべての入国者は、空港で検査を受けた後、検疫所が確保する宿泊施設で待機し、入国後３日目に改めて検査を受ける。陰性と判定された方は、宿泊施設を退所し、入国後１４日間の残りの期間を自宅等で待機する。	ビザ申請は大使館のポストへ書類を投函する。 事前予約は不要。

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。
※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。